

## 省エネ技術等提供事業者登録事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、事業所における温室効果ガス排出量削減の取組を加速化するため、省エネ、再エネなどの地球温暖化対策に係る知見及び技術を他の者に提供する事業者を登録し、公表することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、省エネ技術等提供事業者とは、国内に本社を置き、建設業、設備施工業、エネルギー供給業、コンサルタント・設計業務等を営む法人であって、省エネ、再エネなどの地球温暖化対策に係る知見及び技術を栃木県に所在する事業所に提供する者をいう。

### (登録の申請)

第3条 省エネ技術等提供事業者の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、省エネ技術等提供事業者登録申請書(様式第1号)に、過去3年間(申請しようとする日の属する月の前月から起算して3年前までの間をいう。)の実績を記載した省エネ技術等提供事業者概要説明書(様式第2号)等を添えて行うものとする。

### (登録)

第4条 知事は、登録申請者から前条による申請があった場合において、当該登録申請者が第2項から第4項までに掲げる要件に適合すると認めるときは、省エネ技術等提供事業者として登録するものとする。

- 2 地球温暖化対策に係る知見及び技術を有する者として、次に掲げる要件を満たす者を常時雇用していること
  - 一 別表1に掲げる資格のいずれかを有する者
  - 二 省エネルギー診断業務(環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成13年環境省告示第11号)20-1に掲げる判断の基準を満たす省エネルギー診断の業務をいう。)又はこれに類する業務の経験が、3年以上ある者
- 3 次のいずれにも該当しないこと
  - 一 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
  - 二 以下の申立てがなされている者
    - イ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て
    - ロ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立て
    - ハ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続きの申立て
  - 三 以下に該当する者
    - イ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
    - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者

ヘ 役員等が、暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

四 栃木県の県税の滞納者。栃木県内に本社又は営業所のない法人にあっては、国税の滞納者

4 第10条1項の規定により登録を取り消された日から2年を経過していること

5 知事は、第1項の規定により登録を行ったときは、当該登録を受けた省エネ技術等提供事業者（以下「登録事業者」という。）の名称、主たる事務所の所在地、登録番号、地球温暖化対策に係る知見及び技術を有する者の氏名等を登録簿（様式第3号）に登録する。

#### （登録の通知）

第5条 知事は、前条第1項の規定により登録を行ったときは、登録事業者に対し、省エネ技術等提供事業者登録通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

2 知事は登録申請者の登録を認めないときは、当該登録申請者に対し、省エネ技術等提供事業者不登録通知書（様式第5号）により、その旨を通知するものとする。

#### （登録の有効期限）

第6条 登録の有効期限は、登録の日の属する年度の翌々年度の末日とする。

#### （登録事業者の責務）

第7条 登録事業者は、事業所における温室効果ガス排出削減の取組を促進するため、県内の事業所に対して、地球温暖化対策に係る適正な技術的助言、提案及び支援制度の紹介等を行うものとする。

2 登録事業者は、各年度の2月末日までに、前年1月から12月までの業務実績等を省エネ技術等提供事業者実績報告書（様式第6号）により知事へ報告しなければならない。ただし、第3条に基づく登録の申請を行った年度を除く。

3 登録事業者が第8条の規定に基づく登録更新申請を行った場合は、当該申請を行った年度における前項の報告は行ったものとみなす。

#### （登録の更新）

第8条 登録事業者は、登録の更新をしようとするときは、省エネ技術等提供事業者登録更新申請書（様式第7号）に、申請しようとする日の属する年の前年1月から12月までの実績を記載した省エネ技術等提供事業者概要説明書（様式第2号）等を添えて行うものとする。

なお、当該更新申請は、第6条に規定する登録の有効期限の属する年度の2月末日までに行わなければならない。

2 第4条及び第5条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(登録内容の変更・廃止の届出)

第9条 登録事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに省エネ技術等提供事業者登録事項変更（登録事業廃止）届（様式第8号）を知事へ提出するものとする。

- 一 名称を変更したとき
- 二 主たる事務所の所在地を変更したとき
- 三 地球温暖化対策に係る知見及び技術を有する者を変更したとき
- 四 事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき
- 五 登録事業者としての活動を停止しようとするとき

2 知事は、前項の届出があった場合は、必要に応じ、登録事業者に対して聞き取り調査又は現地調査を実施し、届出内容の確認を行うものとする。

3 知事は第1項第1号から第3号に係る届出を受理し、届出内容を確認したときは、省エネ技術等提供事業者登録通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(登録の取消)

第10条 知事は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、当該登録事業者の登録を取り消すことができる。

- 一 第4条第2項及び第3項に掲げる要件を満たさなくなったとき
- 二 不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
- 三 第7条第1項及び第2項の規定に違反し、業務を適正に行わなかったとき
- 四 省エネ技術等提供事業者としてふさわしくない行為があったと認められるとき

2 知事は、前項の規定により登録事業者の登録を取り消したときは、省エネ技術等提供事業者登録取消通知書（様式第9号）により、その旨を当該事業者に通知するものとする。

(登録の抹消)

第11条 知事は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、登録簿から抹消するものとする。

- 一 第6条に規定する登録の有効期限が到来し、かつ、第8条の規定に基づく登録更新申請を行わなかったとき
- 二 第9条第1項第4号及び第5号の規定に基づく届出を提出したとき
- 三 前条第1項の規定により登録を取り消されたとき

(イメージキャラクターの使用)

第12条 省エネ技術等提供事業イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）を別紙のとおり定める。

2 登録事業者は、キャラクターを栃木県マスコットキャラクター「とちまるくん」デザイン使用取扱要領の規定にかかわらず、自らが発行する印刷物等に使用することができる。

ただし、同要領第3条第2項に定めるデザイン使用の趣旨に反しないよう使用することとする。

2 登録事業者は、前項に規定するキャラクターの使用の実績について、第7第2項に規定する報告書により知事に報告するものとする。

(公表)

第13条 知事は、省エネ技術等提供事業者及び県内事業所の省エネの取組等を公表し、県内事業所等への周知を図るものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成27年6月26日から施行する

附 則

この要綱は、平成28年1月18日から施行する

別表1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境又は総合技術監理（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境））
エネルギー管理士
建築設備士